

福議発第二十三号

昭和五十六年 三月 四日

殿

福生市議会議長 小林菊三

議案説明員の出席要求について

昭和五十六年第一回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一十一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日 時 三月十一日（水） 午前十時

二 場所 福生市議会議場

写

福監発第 2931 号

昭和56年 3 月 9 日

福生市議会議長 小 林 菊 三 殿

福生市監査委員 山 下 久 吉

同 貫 井 喜代次

昭和56年 1 月分例月出納検査の結果に
ついて(報告)

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定に
より、次のとおり報告します。

- | | |
|-------|--|
| 1 検査日 | 昭和56年 2 月26日(木) |
| 2 場 所 | 監査委員事務局 |
| 3 対 象 | 昭和56年 1 月中における収入役の権限に属
する現金の出納状況並びに関連事項 |
| 4 結 果 | 1 月中における現金の出納状況について、関
係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、
1 月末日における収支の状況は、別紙のとおり
で計数上の誤りは認められなかつた。 |

昭和 5 6 年 1 月 分

1 歳入歳出の状況

昭和 55 年度

会計名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一般会計	10,426,187	447,648,401	7,691,120,840	738	運△500000000
		675,142,305	6,911,705,380	66.3	
国保会計	1,073,101	27,653,370	744,047,623	69.3	37,610,403
		76,304,892	706,437,220	65.8	
区画整理 会計	91,494	812,066	50,513,130	55.2	13,503,012
		1,965,821	37,010,118	40.5	
下水道 事業会計	2,416,879	106,036,520	621,794,086	25.7	運500000000
		107,947,281	1,031,861,674	42.7	
受託水道 事業会計	532,029	20,584,779	412,329,000	77.5	△410,067,388
		25,837,772	398,370,434	74.9	
合 計	14,539,690	602,735,136	9,519,804,679	65.5	434,419,853
		887,198,071	9,085,384,826	62.5	

運は運用金

2 歳入歳出外現金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	40,559,512	149,408,946	165,594,476	24,373,982

3 基金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
基 金	用品調達	550,617	866,245	901,595
	土地開発	192,856,451	0	192,856,451
	職員退職準備	2,284,998	0	2,284,998
	庁舎増築	34,792,557	0	34,792,557
	都市施設整備	1,124,188,507	0	1,124,188,507
	中小企業振興 資金一時補填	1,699,000	40,000	1,739,000
	仮称第八小学校 建設	373,267,545	0	373,267,545
	福生市育英 会 基金	13,100,000	0	13,100,000
合 計	国保高額療養費 基金	1,681,523	141,172	1,669,434
		1,744,421,198	1,047,417	1,054,856

写

福監発第 2733 号

昭和 56 年 2 月 13 日

福生市議会議員 小 林 菊 三 殿

福生市監査委員 山 下 久 吉

同 貫 井 喜代次

昭和 55 年 12 月分例月出納検査の結果に
ついて(報告)

このことについて、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に
より、次のとおり報告します。

- 1 検査日 昭和 56 年 1 月 30 日(金)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 昭和 55 年 12 月中における収入役の権限に属
する現金の出納状況並びに関連事項
- 4 結 果 12 月中における現金の出納状況について、関
係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、
12 月末日における収支の状況は、別紙のとおり
で計数上の誤りは認められなかった。

昭和 5 5 年 1 2 月 分

1 歳入歳出の状況

昭和 5 5 年度

会計名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一般会計	10,426,187	1,806,403,850	7,243,472,439	695	運△500,000,000
		1,147,444,339	6,236,563,075	598	
国保会計	1,073,101	85,680,646	716,394,253	668	86,261,923
		92,133,002	630,132,328	58.7	
区画整理 会 計	91,494	4,168,112	49,701,064	54.3	14,656,767
		8,131,126	35,044,297	38.3	
下水道 事業会計	2,416,879	20,486,140	515,757,566	21.3	運500,000,000
		276,079,268	923,914,393	38.2	
受託水道 事業会計	532,029	62,108,000	391,744,221	73.6	△408,156,827
		107,989,962	372,532,662	70.0	
合 計	14,539,690	1,978,846,748	8,917,069,543	61.3	19,211,559
		1,631,777,697	8,198,186,755	56.4	

2 歳入歳出外現金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	9,811,744	158,470,984	127,723,216	40,559,512

3 基金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
基 金	用品調達	141,044	2,075,324	1,665,751
	土地開発	192,856,451	0	192,856,451
	職員退職準備	2,284,998	0	2,284,998
	庁舎増築	34,792,557	0	34,792,557
	都市施設整備	1,124,188,507	0	1,124,188,507
	中小企業振興 資金一時補填	1,699,000	0	1,699,000
	仮称第八小学校 建設	373,267,545	0	373,267,545
	福生市育英	12,100,000	1,000,000	13,100,000
	国保高額療養費 資金貸付	756,200	925,323	1,681,523
合 計	1,742,086,302	4,000,647	1,665,751	1,744,421,198

昭和 5 5 年度

第 3 回

定期監査報告書

建設部水道事務所

福 生 市 監 査 委 員

昭和五十六年三月一日
出席議員は次のとおりである。

一	番	石川	康一郎	君
二	番	加藤	達之助	君
三	番	東	通春	君
四	番	森	田	君
五	番	小野	久	君
六	番	原	敏子	君
七	番	小林	角三	君
八	番	鈴木	次郎	君
九	番	日村	市郎	君

十	番	高	村	清	八	君
十一	番	山	尾	栄	次	君
十二	番	山	崎	繁	三	君
十三	番	松	洋	一	君	
十四	番	村	武	清	君	
十五	番	村	野	男	君	
十六	番	東	田	君		
十七	番	東	田	君		

昭和五十六年度
第三回定期監査

宝 棋 監 査 告 書

監査委員 水田 嘉郎

監査委員 水田 嘉郎

写

福監発第 2434 号
昭和56年1月31日

福生市長
田 村 匡 雄 殿
福生市議会議員
小 林 菊 三

福生市監査委員 山下 久 吉
同 貫 井 喜代次

昭和55年度第3回定期監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第3項の規定により定期監査を行ったので、同条第8項の規定に基づきその結果を次のとおり報告します。

- 1) 予算の執行状況について
- 2) 水道用資材の管理及び固定資産等の記録管理について
- 3) 水道施設の維持管理について

昭 和 5 5 年 度

第 3 回

建設部水道事務所

三 藤 林 小

吉 人 下 山 員 委 査 監 市 主 部

大 外 喜 共 賛 同

（ 告 辭 ）

昭 和 5 5 年 1 0 月 2 0 日 从 昭 和 5 5 年 1 1 月 1 9 日 以 上

昭 和 5 5 年 1 0 月 2 0 日 从 昭 和 5 5 年 1 1 月 1 9 日 以 上

昭 和 5 5 年 度

第 3 回

定期監査結果報告書

I 監査の概要

1 監査の対象

建設部水道事務所

2 監査の範囲

昭和55年4月1日から昭和55年9月30日までの間に執行された財務に関する事務。

3 監査の実施期間

昭和55年10月20日から昭和55年11月19日まで

4 監査の方針

監査の実施にあたっては、監査対象となつた水道事務所における事務が法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているか、どうかについて、主として次の事項について監査を実施した。

(1) 予算の執行状況について

(2) 水道用資材の管理及び固定資産等の記録管理について

(3) 水源施設の維持管理について

(4) 浄水場及び配水設備の維持管理について

(5) 委託業務について

Ⅱ 監査の結果

当市の水道事業は、東京都水道事業の事務の委託に関する規約（昭和49年12月25日）に基づき、東京都が経営する水道事業の一部の管理及び執行を委任されているものである。従つて、すべての事務は東京都給水条例（昭和33年条例第41号）その他関係規則等に基づき執行されているものであり、その処理状況は概ね良好と認められる。

なお、水道事業は市民の日常生活に片時も欠くことのできない飲料水を供給する重大な責任を有する事業であることを職員は常に認識し、施設、設備は常に最良の状態にあるよう維持管理には最大の努力と細心の注意を払わなければならないと同時に、不断から水道行政についての研さんに努め、市民の信頼と負託に応え、よりよいサービスの提供に一層の努力と精進を期待するものである。

以下、若干の意見を付し、監査の概要を記述するものとする。

1 水道事務所の事務分掌は次のとおりである。

(1) 管理係

(ア) 受託水道事業会計予算に関すること。

(イ) 水道事業の計画及び調整に関すること。

(ウ) 業務状況の公表、事業報告及び諸統計に関すること。

(エ) 資産の管理に関すること。

(オ) 水道工事用資材の受払及び検査に関すること。

(カ) 負担金の徴収に関すること。

(キ) 庁中取締及び他の係の主管に属さない庁中施設の保守管理に関すること。

(ク) 所内庶務に関すること。

(2) 業務係

(ア) 量水器の検針及び使用水量の認定に関すること。

(イ) 水道使用料の徴収、減免及び滞納処分に関すること。

(ウ) その他業務に関すること。

(3) 工務係

(ア) 水道工事（給水装置工事を除く。）の設計、施行及び監督に関すること。

(イ) 送配水管の維持管理及び修繕に関すること。

(ウ) 消火栓に関すること。

(エ) その他工務に関すること。

(4) 給水係

(ア) 給水装置に関すること。

- (イ) 節水及び断減水に関する事。
- (ロ) 漏水防止に関する事。
- (ハ) 量水器の管理に関する事。
- (ニ) 手数料の徴収に関する事。
- (ホ) 指定工事店に関する事。
- (ヘ) その他給水に関する事。

(5) 浄水場係

- (ア) 取水及び受水に関する事。
- (イ) 配水に関する事。
- (ロ) 機械及び器具の整備保管に関する事。
- (ハ) 水源及び浄水場の維持管理及び修繕に関する事。
- (ニ) その他水源及び浄水場に関する事。

2 職員の配置状況は次のとおりである。

単位：人

分掌	職制	課長	係長	主事	技師	技師補	計
水道事務所		1	5	12	4	8	30
	管理係	—	1	5	—	—	6
	業務係	—	1	4	—	—	5
	工務係	—	1	1	3	—	5
	給水係	—	1	2	1	—	4
	浄水場係	—	1	—	—	8	9

3 予算の執行状況について

当該事業は東京都からの委託事業のため、これに要する経費は全額、東京都負担となつているため当市の予算執行計画に基づき所要額が毎月、当市に交付される仕組になつている。その執行状況は別表一1のとおり、その目的に従い概ね適正に執行されているものと認められる。

- (1) 出張旅費の日当計算にあたり、半日当とすべきところ1日分の日当を支給していたもの6件及び超過勤務時間の集計に誤りのあつたもの5件、それぞれ見受けられたので、今後は十分注意されたい。また、特殊勤務手当の支給については、特に指摘する事項は見受けられなかつた。(別表一2参照)
- (2) 物品の購入についての事務処理は概ね良好と認められるが、

請負工事に使用する材料検査は、福生市組織規則(昭和53年規則第1号)に定める事務分掌により水道事務所の管理係で実施しているが、福生市検査事務実施規程(昭和54年訓令第4号)によれば、監督職員が行うことになつており、双方の規定が競合していることは適当でないので、速やかに検討の上、是正改善されたい。

また、検査に立会人のないこと、あるいは検査済の確認印のないもの等が若干見受けられたので、今後はこのようなこ

とのないよう、事務処理については十分留意されたい。

4 水道用資材の管理及び固定資産の記録管理について

水道用資材の受払い及び保管については、概ね良好なものと認められ、特に指摘する事項は見受けられなかった。また、固定資産の記録管理は東京都からの管理固定資産移動票に基づいて適正に記帳整理が行われている。

5 水源施設の維持管理について

水源施設の職員による定期巡視は、当該水源井の水位測定を兼ねて月1回程度行われているが、当該施設は無人管理であるので、可能なかぎり巡視の回数を増加するよう配慮されたい。

水源施設については、抽出により4ヶ所実査したが、いずれも良好な状態で管理され、環境の整備にも配慮がなされている。ただし、第5水源については周囲の柵が若干低いことは附近の環境からみて多少の不安があるので、これ等の点について検討の上万遺漏のないよう措置されんことを要望する。

6 浄水場及び配水施設設備の維持管理について

当該施設設備の維持管理状況は概ね良好と認められる。

自家発電機の試運転は毎月2回定期的に行われており、その記録も整備されている。また、自家発電機故障時に対応する配水方法についても特別な措置が講じられている。

その他配水施設設備等について、特に指摘する事項は見受けられなかったが、浄水場の業務日誌の記載内容の不備が若干見受けられた。業務日誌は今後の業務運営の参考となる重要な記録であることを認識し、記載については特に注意されたい。

7 委託業務について

委託業務契約の履行状況は、概ね良好と認められる。ただし、検針及び水道料金の集金業務委託契約については、契約書の内容に不備な点が若干見受けられたので、内容を検討のうえ速やかに是正、改善を図られたい。